

公用車売買契約書（案）

売渡人 始良市長 米丸 麻希子（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）との間に、次のとおり売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

（売買）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を譲渡し、乙はこれを買受けるものとする。

メーカー
車種名
車台番号

（売買代金）

第3条 前条の売買における売買代金は、円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、始良市契約規則（平成22年始良市規則第45号）第36条第5号の規定により免除とする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を甲が発行する納入通知書により令和8年6月16日までに、甲に支払わなければならない。

（物件の引渡し）

第6条 売買物件の引渡しは、売買代金を完納したときに行う。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

（名義変更）

第7条 売買物件の名義変更手続きは、第3条の売買代金を完納した後、乙が、乙の住所を管轄する運輸支局に申請を行うものとする。

2 乙は、第3条の売買代金を完納したときは、遅滞なく名義変更の手続きを行うものとする。

3 名義変更手続きに要する登録手数料、自動車取得税その他の費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しのおきまでにおいて売買物件が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合）

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、売買物件の利用に関し、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならない。

(紛争の処理)

第11条 本契約締結後、売買物件に関し紛争が生じたときは、乙は紛争の処理をし、甲に対し一切迷惑を及ぼしてはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った遅延利息及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが、適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときで甲が請求したときは、その損害賠償として契約解除の時価による減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項ただし書の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、前項の規定する損害以外の損害を甲に与えているときで甲が請求したときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の名義を乙の負担において甲に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、売買代金を返還する場合において、乙が遅延利息又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該遅延利息等の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、始良市の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所として使用する始良市役所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売渡人（甲）住所 始良市宮島町 25 番地
氏名 始良市長 米丸 麻希子

買受人（乙）住所

氏名

実印